

事業所規模区分の利用料金について

◎ 規模区分について

要介護（通常規模型）

	8:30～12:30(昼食あり) (4時間以上5時間未満)	8:30～12:00(昼食なし) 13:00～16:30 (3時間以上4時間未満)	8:30～16:30 (8時間以上9時間未満)
要介護1	388	370	669
要介護2	444	423	791
要介護3	502	479	915
要介護4	560	533	1041
要介護5	617	588	1168

加算（要介護）

サービス内容	サービスコード		単位	
	種類	項目		
個別機能訓練加算Ⅰ 1	15	5051	56 単位/日	※ 1・2 は併用算定不可
個別機能訓練加算Ⅰ 2	15	5053	76 単位/日	
個別機能訓練加算Ⅱ	15	5052	20 単位/月	
科学的介護推進体制加算	15	6361	40 単位/月	
送迎減算	15	5612	-47 単位/回	
口腔機能向上加算Ⅱ	15	5608	160 単位/月（月2回を限度とする）	
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	15	6104	該当する所定単位(90/1000)	

※ 該当する加算を算定します

◎ 昼食代金について

700円 / 食

※キャンセルは、ご利用日前日の17時までにご連絡ください

・ご利用日前日17時を過ぎますと、キャンセル料(700円)が発生いたしますのでご注意ください